

---

# 身体拘束適正化に関する 留意事項

---

## 障害者（児）虐待の防止と対応について

- 障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害する者であり、障害者の自立および社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であることから、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が平成24年10月から施行されました。
- 直近では、令和6年度から改正された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」等が施行され、その中で**利用者の意思決定の支援が明文化**されたところです。
- これを受け、厚生労働省から令和6年7月31日付で「障害者福祉施設等における障害者虐待防止と対応の手引き」の一部改訂が行われ、虐待発生の原因分析および再発防止方法の内容が更新されました。
- 滋賀県においても、運営指導において研修実施状況および内容の確認を行い、適宜指導を実施しているところです。
- しかしながら、**例年一部事業所・施設において、虐待事案の発生が後を絶たない状況**です。
- つきましては、次ページ以降にお示ししております資料をもとに、改めて基準に定められている**虐待防止措置に関する内容を確認・理解**いただきますと共に、引き続き適切な障害福祉サービス等の提供を実施いただきますようお願いいたします。

- 厚生労働省ホームページ（障害者虐待防止に関する通知・関連資料掲載）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaisha\\_hukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisha_hukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html)

- 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（施設・事業所従事者向けマニュアル）（令和6年7月改訂版）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001282170.pdf>

- 【別冊】職場内虐待防止研修用冊子

<https://www.mhlw.go.jp/content/000686501.pdf>

- 滋賀県通知「身体拘束廃止未実施減算の取扱いについて」  
（以下スライド参照）



- ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
- オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針
- カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

- 研修の開催については、身体拘束等に関する研修において虐待防止の内容を含んでいる場合は、虐待防止の研修を実施しているとみなしてよい。また、小規模事業所が実施する研修の方法として、従業者の全体ミーティング等を活用する、各圏域の自立支援協議会が実施している研修等へ参加する等が考えられる。
- 研修の記録については、以下の内容がわかるものを記録し、保存しておかなければ**実施していない**とみなす。
  - ・ 研修開催日、参加者欠欠表
  - ・ 欠席者への対応（例：資料等確認後の感想等）
  - ・ 研修資料
  - ・ 研修の復命書（例：参加者アンケート等）
- **委員会と研修会を一体的に実施することは認められない。**なお、小規模の事業所等で委員会会員および研修会受講者が同一の場合または委員会と研修会の実施内容を明確に分けることが可能な場合については、同日で実施しても差し支えない（例：午前で委員会、午後で研修会）。

#### 4. 減算の適用期間

##### ・ 減算の適用開始月：事実が生じた月の翌月

運営指導等により運営基準を満たしていない事実が確認された月の翌月が減算の適用開始月となる。

##### ・ 減算の適用終了月：改善が認められた月

運営基準を満たしていない事実が生じた場合、県が指定する日時までに、県へ改善計画書を提出し、その計画に基づいた改善状況を事実が生じた月から3月後に報告すること。

当該報告により改善が認められた月が減算終了月となる。

#### 5. 留意事項

- ・ 令和6年度以降に実施する運営指導等において、令和5年度以前に生じた運営基準を満たさない事実が確認された場合も減算の対象となる。
- ・ 改善計画および改善報告の様式については、運営指導等にて基準を満たさない事実を確認した際に、運営指導等の結果通知とともに別添のものを送付する。

#### 3. 減算の適用要件

身体拘束等に該当する利用者の有無に関わらず、以下のいずれかに該当する場合、減算適用とする。

- (1) 身体拘束等に係る記録を行っていない。
- (2) 身体拘束等の適正化を検討するための委員会（以下「身体拘束適正化検討委員会」という。）を定期的（1年に1回以上）に開催していない。また、開催していても、その結果について従業者に周知徹底が図られていない。
- (3) 身体拘束等の適正化のための指針が整備されていない。
- (4) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的（1年に1回以上）に実施していない。

##### 【補足】

- 身体拘束を実施する場合のやむを得ない場合である「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件全てを満たし、かつ、組織としてそれらの要件の確認等の手続きを行った旨の記載がない場合は「記録を行っていない」と判断する。また、結果的に身体拘束を実施しなかった場合も、記録が残っていない場合は「記録を行っていない」と判断する。
- 「1年に1回以上」とは、1年後の同日までに実施していること。例えば令和6年7月17日に委員会等を開催した場合、令和7年7月16日までの間に次の委員会等を開催すること。それを超えて開催する場合（例：令和7年7月17日に開催）は、要件を満たさないものとする。
- 委員会は法人単位での設置や虐待防止委員会と一体的に運用しても差し支えない。また、テレビ電話等を利用して開催しても差し支えない。
- 委員会では以下の内容について整備・協議を行うこととし、その記録を5年間保存しておくこと。以下を満たさない、および記録がない場合、委員会を開催していないとみなす場合がある。
  - ア 身体拘束等について報告するための様式の整備
  - イ 従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体拘束等について報告
  - ウ イにより報告された事例の集計・分析※（イによる報告がない場合、身体拘束等の未然防止の観点から、利用者に対する支援の状況等の確認・共有）
  - エ ウを基に、当該事例の適正性と廃止へ向けた方策を検討
  - オ アからエの内容を従業者に周知徹底すること。
  - カ 廃止へ向けた方策を講じた後に、その効果について検証
  - ※身体拘束等の発生時の状況、発生原因、結果等を取りまとめること
- 「身体拘束等の適正化のための指針」とは、以下に示す内容を満たすものを指す。
  - ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方
  - イ 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

# 減算適用の考え方①

令和4年12月20日に身体拘束適正化検討委員会を実施した後、  
令和5年12月20日時点で、同委員会の開催が未実施

令和6年4月10日  
運営指導にて未実施を確認  
⇒運営基準を満たしていないことを確認

令和6年4月25日  
改善計画を当課  
(県)あて提出

令和6年7月20日  
改善報告を当課(県)あて提出  
⇒改善を確認

R5.12

R6.4

R6.5

R6.7

事実が生じた月

【減算適用期間】  
令和6年5月～  
令和6年7月

改善が認められた月

## 減算適用の考え方②

